

特別区人事・厚生事務組合教育委員会の  
組織及び運営等に関する大綱

平成27年12月

特別区人事・厚生事務組合

# 目 次

特別区人事・厚生事務組合教育委員会 の組織及び運営等に関する大綱	1
-------------------------------------	---

## [参考資料]

### 組合教育委員会の概要

1 設立経緯	4
2 共同処理している事務	5
3 組織	6
4 財政	6

## [添付資料]

- 特別区人事及び厚生事務組合同規約（抜粋）

# 特別区人事・厚生事務組合教育委員会の組織及び運営等に関する大綱

## 1 趣旨・位置づけ

この大綱は、特別区人事及び厚生事務組合同規約（昭和 26 年 8 月 10 日東京都知事許可）（以下「規約」という。）に基づき、特別区の共同処理事務の一部を処理するために設置された特別区人事・厚生事務組合教育委員会（以下「組合教育委員会」という。）について、組織及び運営等に関する基本的な事項、方針を定めるものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 の大綱に位置付けられるものである。

## 2 組合教育委員会の目的

組合教育委員会は、特別区立幼稚園の園長及び教員の人事に関する事務のうちの一部を、効率性・経済性、及び教員の資質、教育の水準の維持向上を図る観点から、特別区の共同処理事務として管理し、執行する。

### (1) 組合教育委員会の事務

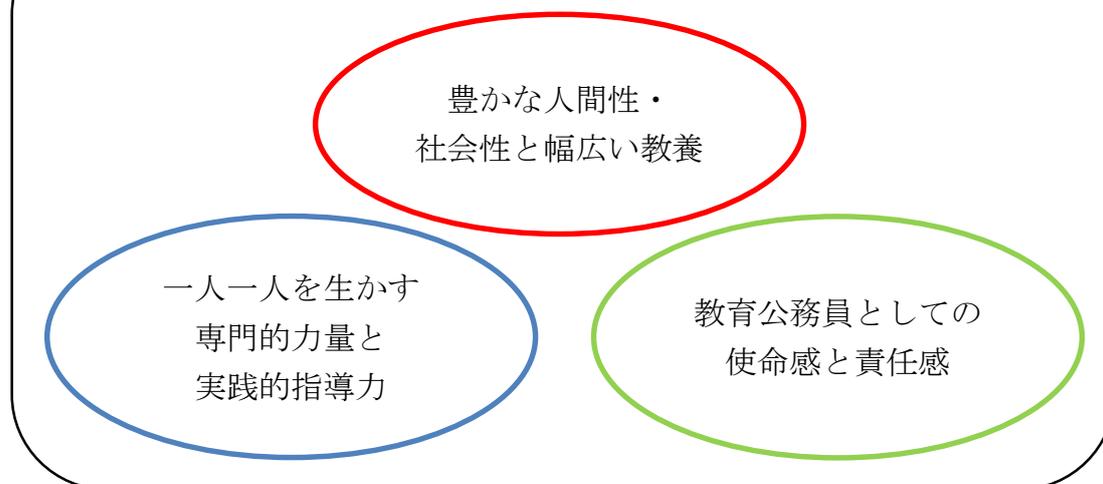
特別区立幼稚園の園長及び教員の人事に関する次の事務を適切に管理、執行する。

- ア 採用に係る選考に関する事務
- イ 昇任に係る選考に関する事務
- ウ 共同で実施する研修に関する事務
- エ 人事交流に係る連絡調整に関する事務
- オ 任用及び給与その他の勤務条件の基準に関する事務

### (2) 特別区立幼稚園教員に求められる資質・能力

選考・研修等の事務は、特別区立幼稚園教員に求められる資質・能力として、次の視点に基づき行うものとする。

## 特別区立幼稚園教員に求められる資質・能力



### 3 組織及び運営等に関する方針

組合教育委員会が管理し執行する事務について、2の目的が達成され、かつ、各特別区における教育行政に関する事情が適切に反映されるよう、その組織及び運営等に関して次の通り定める。

#### (1) 教育長及び教育委員の選任について

教育長は、各特別区の教育長の中から選任し、組合教育委員会の委員は、各特別区の教育長又は教育委員会の委員の中から選任する。

具体的な選任方法については、教育長会の意見を聴いた上で決定する。

#### (2) 予算の編成について

組合教育委員会の運営に係る歳入歳出予算は、毎年度の特別区人事・厚生事務組合予算の中で、2の目的が適切に達成されるよう、組合教育委員会の意見を聴取した上で編成する。

歳入の原資は、各特別区からの分担金とする。

#### (3) 共同処理する事務について

組合教育委員会は、2の目的が達成されるよう事務を適正に管理し執行するとともに、次の事項に留意するものとする。

#### 〈選考に関する事務〉

各特別区の事情を十分に踏まえ、その必要とする人材が確保されるよう、適正な選考制度及び方法のもとに選考を実施する。

#### 〈研修に関する事務〉

各特別区及び幼稚園現場の実情を把握し、ニーズを捉えた研修事務を実施する。

#### 〈人事交流に係る連絡調整に関する事務〉

各特別区との連絡調整を密に行い、各特別区の事情に応じた人事交流が適切になされるよう図る。

#### 〈任用及び給与その他の勤務条件の基準に関する事務〉

幼稚園教育公務員としての特性及び各特別区の事情に十分留意して、人事制度を確立する。

### (4) 教育関連会議体との連携について

事務事業に関する計画の策定及びその実施にあたっては、幼稚園教育職員人事担当課長会、教育主管部長会、教育長会と緊密かつ適切に連携するものとする。

### (5) 条例整備について

組合教育委員会の組織及び運営に関し、以下の条例を整備する。

- 特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員の定数に関する条例
- 特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 特別区人事・厚生事務組合教育委員会教育長の給与等に関する条例

## 〔組合教育委員会の概要〕

### 1 設立経緯

平成12年4月1日施行の都区制度改革に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正（旧第59条廃止）され、東京都が処理していた教育事務の一部が特別区に移管された。

〈移管事務〉

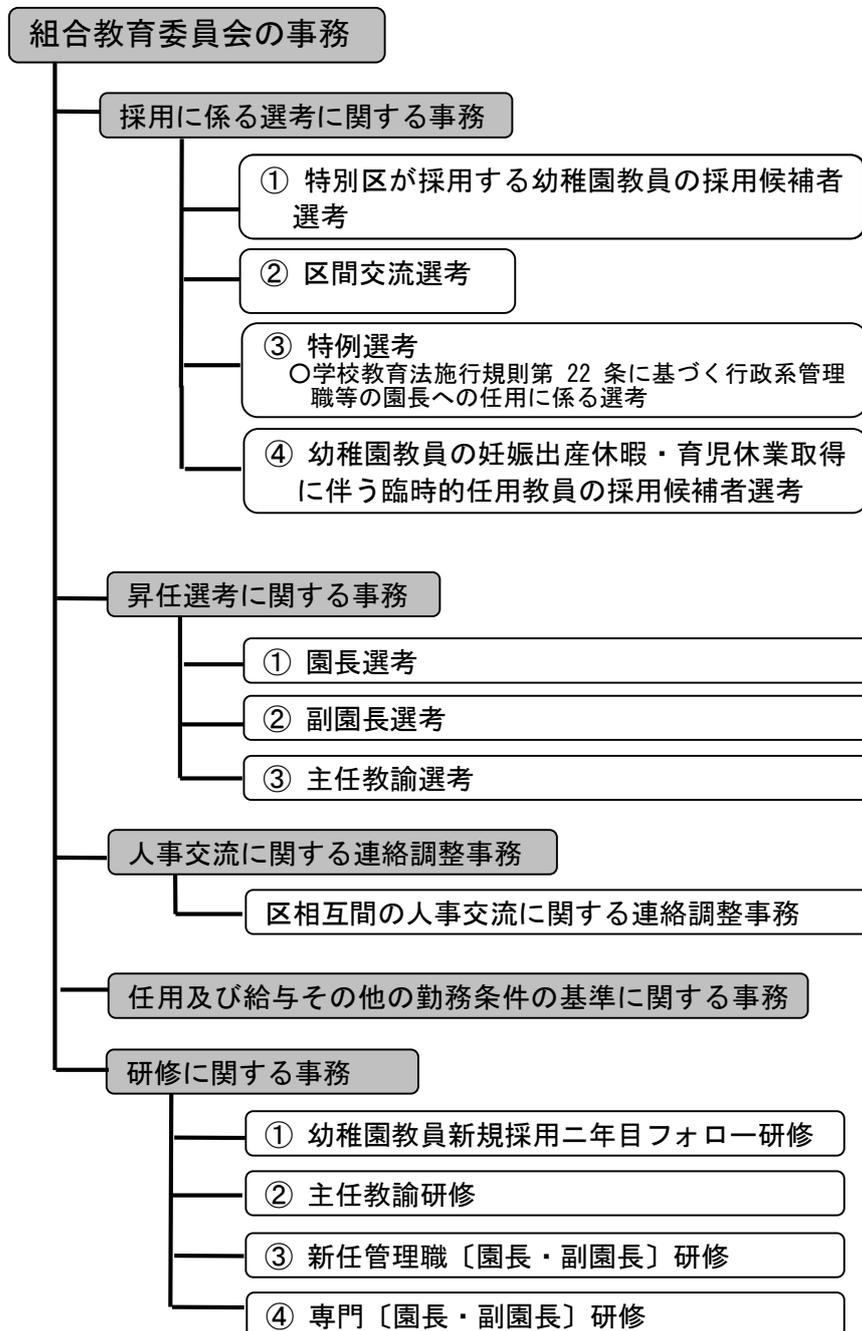
- ① 幼稚園及び義務教育諸学校における教材の取扱い
- ② 義務教育諸学校における教科書採択事務
- ③ 義務教育諸学校における教科書無償給与事務
- ④ 幼稚園及び義務教育諸学校における教育課程の取扱い
- ⑤ 幼稚園教育職員の任用その他の身分取扱い
- ⑥ 県費負担教職員のサービスの監督等
- ⑦ 県費負担教職員の内申権

このうち、「⑤幼稚園教育職員の任用その他の身分取扱い」の事務の一部については、効率性・経済性、及び教員の資質、教育の水準の維持向上を図る観点から、特別区人事・厚生事務組合において共同処理を行うこととなった。このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づき、特別区人事・厚生事務組合に教育委員会を設置したものである。

〈設立手続き〉

- ・ H11. 9～10 月 各特別区議会で特別区人事及び厚生事務組合同規約変更（共同処理する事務の変更）を議決
- ・ H12. 2. 7 都知事による特別区人事及び厚生事務組合同規約変更の許可
- ・ H12. 3. 16 平成12年第1回組合教育委員会召集告示

## 2 共同処理している事務



### 3 組織

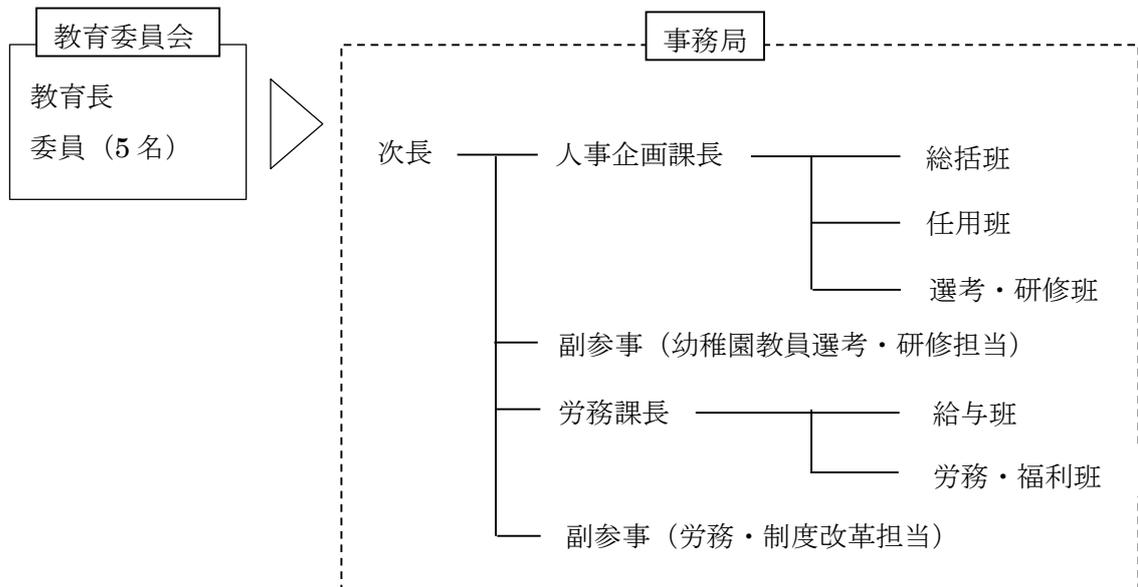
#### (1) 組合教育委員会の構成

教育長及び5名の委員により構成され、特別区人事・厚生事務組合議会の同意を得て、特別区人事・厚生事務組合管理者が任命する。

教育長及び教育委員会の委員のうち4名は、各特別区の教育長の中から選出され、教育委員会の委員のうち1名は、各特別区教育委員会の保護者である者の委員の中から選出される。

#### (2) 組合教育委員会事務局

事務局に、次長、人事企画課長、副参事、労務課長を置き、事務局職員は特別区人事・厚生事務組合人事企画部職員が兼務している。



### 4 財政

特別区人事・厚生事務組合の会計のうち、特別区立幼稚園教員採用選考・昇任選考・研修、組合教育委員会の運営に係る費用が、教育事務関係費として経理されている。

教育事務関係費の主たる財源は、各特別区の分担金である。

# 特別区人事及び厚生事務組合格約（抜粋）

〔昭和二十六年八月十日〕  
〔東京都知事許可〕

改正	昭和二八年	三月一二日	東京都知事許可	昭和四二年	三月三〇日	東京都知事許可
	昭和四三年	四月 一日	東京都知事許可	昭和四七年	四月 一日	東京都知事許可
	昭和五〇年	四月 一日	東京都知事許可	昭和五三年	三月三〇日	東京都知事許可
	昭和五六年	三月二七日	東京都知事許可	平成一二年	二月 七日	東京都知事許可
	平成一三年	三月三〇日	東京都知事許可	平成一三年	十一月一六日	東京都知事許可
	平成一七年	四月二八日	東京都知事許可	平成一八年	三月三〇日	東京都知事許可
	平成一九年	三月二七日	東京都知事許可	平成二〇年	三月二七日	東京都知事許可

## 第一章 総則

第一条（省略）

第二条（省略）

第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)に定める特別区の人事に関する事務のうち、次に掲げるもの

イ 人事委員会に関すること。

ロ 共同で実施する職員の研修に関する事務

二 職員の互助制度の助成に関する事務

三 前二号を除くほか、特別区の人事及び福利厚生に関する事務のうち、次に掲げるもの

イ 特別区相互間及び特別区と東京都との間の職員の人事交流に係る連絡調整に関する事務

ロ 職員の任用及び給与その他の勤務条件の基準に関する事務

ハ 職員定数算定基準に関する事務

ニ 職員相談及び職員の精神保健に関する事務

四 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)に定める特別区立幼稚園の園長及び教員の人事に関する事務のうち、次に掲げるもの

イ 採用に係る選考に関する事務

ロ 昇任に係る選考に関する事務

ハ 共同で実施する研修に関する事務

五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)施行前に受給権が発生した職員の恩給の給付に関する事務

六 非常勤職員の公務災害補償に関する事務のうち、次に掲げるもの

イ 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)に定める議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する事務

ロ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第百四十三号)に定める特別区立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する事務

- 七 職員の公務災害に伴う見舞金の支給に関する事務
  - 八 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に定める更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務
  - 九 特別区が東京都と共同で実施する路上生活者対策事業(特別区内の道路、公園、河川敷等の公共の場所で日常生活を送る者の早期の社会復帰に向けた支援事業をいう。)に関する事務のうち、次に掲げるもの
    - イ 路上生活者巡回相談事業(面接相談による路上生活者の状況把握及び路上生活者対策事業等の紹介・利用あつせんを行う事業をいう。)の実施に関する事務
    - ロ 路上生活者緊急一時保護事業(路上生活者の一時的な保護及びその実状に応じた社会復帰への支援を行う事業をいう。)の実施に関する事務
    - ハ 路上生活者自立支援事業(路上生活者の就労による自立及び地域生活への移行に向けた支援を行う事業をいう。)の実施に関する事務
    - ニ 地域生活継続支援事業(路上生活者自立支援事業による支援を終了した者に対するアフターケアを行う事業をいう。)の実施に関する事務
  - 十 行政事件訴訟及び民事事件訴訟並びに調停、起訴前の和解に関する事務(裁判上の行為を除く。)
  - 十一 係争事件及び係争のおそれのある事件についての法律的意見に関する事務  
(組合の事務所の位置)
- 第四条以下 (省略)